

サービス利用までの流れ(障害児通所支援)

市にサービスの利用申請を行います。【保護者】

障害児通所支援の利用を希望する方は、市に申請書等、必要書類を提出します。
また、その際に市の職員が、申請者等からお話をお伺いし、「概況調査」「サービス利用の意向調査」等を行います。

市から障害児支援利用計画案の提出依頼があります。【保護者】

申請後、市から申請者あてに「障害児支援利用計画案提出依頼書」が送付されます。

指定障害児相談支援事業者と契約します。【保護者】

申請者等は、「障害児支援利用計画案」の作成を依頼する「指定障害児相談支援事業者」をご自身で決めていただき、計画の作成に関する契約を結びます。

契約の締結後、指定障害児相談支援事業者の相談員が、本人、ご家族等と面談し、その意向等を踏まえて、障害児支援利用計画案を作成し、利用者に交付します。

市に障害児支援利用計画案を提出します。【保護者】

申請者は、市が指定する期日までに、指定障害児相談支援事業者が作成した「障害児支援利用計画案」、「障害児相談支援給付費支給申請書」及び「障害児相談支援依頼届出書」を市に提出します。

次のページへ

支給決定を行います。【市】

市は、申請者等から提出された障害児支援利用計画案を参考にして、障害児通所支援の支給決定を行います。

支給決定後、市から申請者あてに「通所給付費等支給決定通知書」、「障害児相談支援給付費支給通知書」及び「通所受給者証」等を送付します。

障害児支援利用計画を作成します。【指定特定相談支援事業者】

障害児支援利用計画案を作成した指定障害児相談支援事業者は、市が行った支給決定の内容等を踏まえて、障害児支援利用計画を作成し、申請者に交付します。

サービス提供事業者と契約します。【保護者】

支給決定を受けた方は、支給決定を受けたサービスについて、利用を希望する事業者に通所受給者証を提示し、サービスの利用に関する契約を結びます。

サービスの利用を開始します。【本人/保護者】

支給決定を受けた方は、利用契約に基づき、サービスの利用を開始します。

定期的なモニタリングを行います。【指定障害児相談支援事業者】

障害児支援利用計画を作成した指定障害児相談支援事業者は、通所受給者証に記載されているモニタリング期間ごとに、本人、ご家族等と面談する等して、サービスの利用状況等を検証し、必要に応じて計画の見直し等を行います。